

令和7年度指定障害福祉サービス事業者等（訪問系・相談系）の指導状況について

令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み訪問系・相談系の実地指導を見送っていたが、令和4年度より実地指導を再開している。（令和6年度より「運営指導」に名称変更）
 例年、以下の項目での指摘事項が見られるため、事業所運営の参考にしていただきたい。

1. 報酬返還事例（訪問系）

	項目	根拠
居宅介護	・家事援助について、最初の30分を超えてから15分単位で算定するところ、30分単位（例：サービス提供が45分である場合、本来は45分の単位数であるところ、1時間の単位数で請求）で算定していた。	算定基準 別表第1他
	・初回加算について、初回の居宅介護を行った日の属する月にサービス提供責任者が支援又は同行していないのに算定していた。	

2. 報酬返還事例（相談系）

計画相談	・サービス利用支援費について、実施していない月に請求していた。	算定基準 別表
	・1回のサービス利用支援に対し、連続する月に計2回請求していた。	
	・継続サービス利用支援費について、利用者の体調不良でモニタリングを実施しなかったが、算定していた。	
	・ 継続 サービス利用支援費で請求すべき利用者に対し、サービス利用支援費で請求していた。	
	・サービス担当者会議実施加算について、 継続 サービス利用支援の実施時に算定できるが、サービス利用支援の実施時に算定していた。	
	・サービス担当者会議実施加算及びサービス提供時モニタリング加算について、実施していない月に請求していた。	
	・ 継続 サービス利用支援を行った結果サービス利用支援を行う場合、サービス利用支援費のみを算定するが、 継続 サービス利用支援費も算定していた。	

3. 指摘事例（訪問系）

	項目	事由	根拠
居宅介護等	ア 従業者	・常勤の勤務時間数を満たしていないサービス提供責任者を常勤として配置していた。	指定基準 第5条第2項
	イ 内容及び手続の説明及び同意	・契約書、重要事項説明書及び運営規程で記載が異なっていた。	指定基準 第9条
	ウ 受給資格の確認	・利用者の受給者証の有効期間が切れていたにもかかわらず、新しい受給者証の確認を行っていなかった。	指定基準 第14条
	エ サービスの提供の記録	・実績記録票とサービス提供記録票が一致していなかった。	指定基準 第19条
		・居宅介護の家事援助を提供した際に、家事援助ではなく重度訪問介護と誤記していた。	
		・提供したサービスの具体的内容（身体介護と家事援助の別等）及び実績時間数の記載が漏れていた。	
	オ 介護給付費の額に係る通知等	・介護給付費の額及び地域生活支援給付費の額に係る利用者への通知の事実を証する書類（代理受領通知）を確認できなかった。	指定基準 第23条 他
	カ 居宅介護計画の作成	・サービス提供責任者でない管理者が、作成及び説明をしていた。	指定基準 第26条
		・担当する従業者の氏名及びサービスの具体的内容等を記載していなかった。	
		・少なくとも、支給決定期間更新ごとに見直しを行う必要があるが、支給決定期間更新ごとに見直しが行われていなかった。	
	キ 運営規程	・運営規程の虐待防止のための措置に関する事項の記載が不十分だった。	指定基準 第31条
	ク 勤務体制の確保等	・月ごとの勤務表を作成しておらず、日々の勤務時間、職務の内容等を明確にしていなかった。	指定基準 第33条
ケ 掲示	・運営規程の概要、従業者の勤務の体制等を掲示しなければならないが、掲示されていなかった。	指定基準 第35条	
	・最新の運営規程が掲示されていなかった。		
コ 秘密保持等	・雇用契約時に従業員から秘密保持に関する誓約書等を受領していなかった。	指定基準 第36条	
	・あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていなかった。		
サ 変更の届出等	・管理者及びサービス提供責任者が変更になっていたにもかかわらず、届け出ていなかった。	法 第46条	

4. 指摘事例（相談系）

	項目	事由	根拠
相談系事業所	ア 従業者	・相談支援専門員が、兼務する他の事業所の利用者に対し、3か月を超えてサービス利用支援及び継続サービス利用支援を実施していた。	指定基準 第3条
	イ 内容及び手続の説明及び同意	・契約書、重要事項説明書及び運営規程で記載が異なっていた。	指定基準 第5条
	ウ 運営規程	・運営規程の虐待防止のための措置に関する事項の記載が不十分だった。	指定基準 第31条
	エ 計画相談支援の具体的取扱方針	・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の内容について、一部利用者等の同意が確認できなかった。	指定基準 第20条
	オ 記録の整備	・サービス担当者会議の開催等により、担当者から、専門的な見地からの意見を求めている事実を確認できなかった。	指定基準 第30条
		・モニタリングに当たって、居宅ではなく通所先を訪問していた。	
		・新型コロナウイルスの臨時的な取扱い終了後も、電話によるモニタリングを行っていた。	
		・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の片方しか保存されていなかった。	
		・一部利用者のサービス担当者会議等の記録が保存されていなかった。	
カ 変更の届出等	・一部利用者のモニタリングの結果の記録が保存されていなかった。	法 第51条の25他	
	・相談支援専門員が変更になっていたにもかかわらず、届け出ていなかった。		
キ 請求に関する算定誤り	・サービス担当者会議実施加算及びサービス提供時モニタリング加算について、記録の作成が不十分であった。	算定基準 別表	
	・精神障害者支援体制加算について、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されている旨を事業所に掲示していなかった。		

5. 他自治体行政処分事例（訪問系）

	処分内容	事由	根拠
居宅介護 等	(東大阪市) 指定取消	<p>(人員基準違反) 新規指定時から休止に至るまでの間、継続して従業者の員数が常勤換算方法で2.5人以上を満たしていなかった。</p> <p>(不正の手段による指定申請) 新規指定申請において、実際には当該事業所において勤務する予定のない者の名義を使用し、訪問介護員として記載した「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を市に提出し、不正の手段により指定を受けた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法第50条第1項第4号 ・法第50条第1項第9号
	(大阪市) 指定取消	<p>(介護保険法（平成9年法律第123号）違反) 居宅介護及び重度訪問介護事業と一体的に運営する介護保険事業において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。</p>	法第 50 条第1項第10号

6. 他自治体行政処分事例（相談系）

	処分内容	事由	根拠
相談支援事業所等	(倉敷市) 指定取消	(不正請求) 相談支援専門員が行うべき業務を相談支援専門員ではない法人代表者が一人で言い、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費を不正に請求し、受領した。 (虚偽報告、虚偽答弁) 監査において、法人代表者及び管理者が虚偽の報告を行い、また、質問に対し虚偽の答弁を行い、検査の妨害を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第51条の29第2項第5号 ・ 法第51条の29第2項第6号 ・ 法第51条の29第2項第7号 ・ 児童福祉法第24条の36第5号 ・ 児童福祉法第24条の36第6号 ・ 児童福祉法第24条の36第7号

関係法令

○法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号)

○指定基準・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）

○算定基準・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

○解釈通知・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

○留意事項通知・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、各々の法令をご確認ください。